

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第23号

鳥取県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県食品衛生法施行条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（営業許可証等）</u></p> <p><u>第5条 知事は、法第52条第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対し、当該許可を受けたことを証する書面（以下「許可証」という。）を交付するものとする。この場合において、当該許可業者が自動車又は自動販売機により営業を行う者（以下「自動業者」という。）であるときは、併せて、当該自動車又は自動販売機ごとに当該許可に係る標識（以下「許可標識」という。）を交付するものとする。</u></p> <p><u>2 許可業者は、自らが許可業者であることを客に示すため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）自動業者以外の者 前項前段の規定により交付された許可証を営業施設内の見やすい場所に掲示すること。</u></p> <p><u>（2）自動業者 前項後段の規定により交付された許可標識をその営業に使用するすべての自動車及び自動販売機の見やすい箇所にはり付けること。</u></p> <p><u>3 許可業者は、許可証又は許可標識を亡失し、破損し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。</u></p> <p><u>4 許可業者は、許可証又は許可標識の記載事項に変更が生じたときは、それらの書換交付を受けるこ</u></p>	

<p><u>とができる。</u></p> <p>(手数料の徴収) <u>第6条</u> 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第52条第1項の規定に基づく許可 別表3各号に掲げる営業の区分に応じ、<u>当該各号に定める申請1件当たりの額</u></p> <p>(3) <u>許可証又は許可標識の再交付又は書換交付1件につき1,700円</u></p> <p>(手数料の減免) <u>第7条</u> 略</p> <p>(既納の手数料) <u>第8条</u> 略</p> <p>(過料) <u>第9条</u> 略</p> <p>(権限の委任) <u>第10条</u> 略</p> <p>(規則への委任) <u>第11条</u> 略</p> <p>別表第3 (<u>第6条関係</u>)</p> <p>(1) ~ (34) 略</p>	<p>(手数料の徴収) <u>第5条</u> 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第52条第1項の規定に基づく許可<u>の申請に対する審査</u> 別表3に掲げる区分に応じ、<u>それぞれに定める額</u></p> <p>(手数料の減免) <u>第6条</u> 略</p> <p>(既納の手数料) <u>第7条</u> 略</p> <p>(過料) <u>第8条</u> 略</p> <p>(権限の委任) <u>第9条</u> 略</p> <p>(規則への委任) <u>第10条</u> 略</p> <p>別表第3 (<u>第5条関係</u>) <u>法第52条第1項の規定による許可の申請に対する審査</u> 許可を受けようとする営業の種別に応じ、<u>次に定める額</u></p> <p>(1) ~ (34) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。